

八千代市の板碑集成の新情報-八千代市立郷土博物館蔵の板碑資料の整理に携わって-

(1) 神野の小名木家板碑群などの整理・照合・採拓

6月14日の博物館の板碑調査の手伝いについては6月例会で報告。神野の小名木家寄贈の完形10基と大型の断碑3点、断碑破片7点で、実物と村田先生の拓本13枚、『八千代の歴史 資料編 原始・古代・中世』平成3年刊に記載の14点の照合を行った。また、常設展示の題目板碑1点などの採拓を行った。

『市史 資料編』に記載の**L14 断碑**（キリーク有・高さ21×幅18.5cm）は拓本が無く、**線刻の蓮座の左半分とキリークの下部の一部**が確認された高さ29×幅13cmの断碑を**L14**とした。

常設展示の題目板碑（注記「A6」）は採拓の結果、『市史 資料編』の**小池 A8 の板碑**と判明。銘文は「**文明十二年／南無妙法蓮華經法秀／禪尼／六月廿三日**」で、『市史 資料編』の「**法主大□**」銘を「**法秀**」と修正した。

(2) 小池の浅野家の板碑群などの整理・照合・採拓

6月21日～22日、**小池の浅野家寄贈の題目板碑の実物11点**を調査、うち8点は『市史』データと館蔵拓本と同定できたが、3点は該当しなかった。

注記「A1」の板碑は、高さと幅が『市史』資料編のA1板碑と一致するも、A1の銘文「**南無妙法蓮華經 南無大聖人／寶如来／迦如来／応永八年三月十六日**」とは全く異なるので別物とし、仮番号**A15**とした。銘は「**永正七年（1510）庚□／南無妙法蓮華經 □道〔 〕**」。

他の2点は仮番号A13、A14とする。**A13**の銘は「**〔清□□□居士カ〕／南無妙法蓮華經法／明德二年（1391）□未〔 〕**」、**A14**（断碑）の銘は「**□〔道カ〕／□子母神／〔 〕蓮華經／十羅刹女／〔應永カ〕十年二月〔二日〕**」。この3点は、一見無刻板碑と思われていたもので、摩耗した銘文の判読は困難を極め、房総石造文化財研究会会長の早川先生のご指導をいただいた。

そのほか、『市史』に掲載がなく「**村上正覚院**」出土とされている断碑（仮番号**W22**）の拓本を採った。銘は「**十二月□日**」、**花瓶**が刻されていた。

(3) 『市史』と『千葉縣史料 金石文篇』のデータの比較検討

『八千代市の歴史』昭和54年刊と『市史 資料編』のほかに八千代市の板碑データが記載されている資料として、『**千葉縣史料 金石文篇**』三分冊 昭和50～54年刊があることがわかり、三者のデータを比較検討した。

『縣史』には46点の市内の有刻板碑が記載されており、すべて『市史』データに記載されているもので、これらの銘文データの照合を行ったところ、2基についてデータの相違があった。

・**神野の小名木家 L6 板碑**は、『市史』S54と『市史 資料編』H3の銘は「**〔応永〕カ三年月 日**」、『縣史』では「**建武三年**」であった。

・**米本逆水路傍 Q1 板碑**は『縣史』と『市史』S54は「**貞治〔六年〕／月 日**」、『市史 資料編』H3は「**貞和**」となっていた。

このうち実物と拓本がある神野の小名木家 L6 板碑について、実際に現物を観察し確認する必要性を博物館に伝えた。

(4) 神野の小名木家 L6 板碑の年銘の確認

7月4日、懸案の神野の小名木家 L6 板碑の実物と館蔵の拓本を観察、不鮮明な拓影ではあったが、『市史』の「**〔応永〕三年**」ではなく『縣史』のとおり「**建武三年**」であることが確認され、『市史』による年銘から正式に修正されることになった。建武3年（1336）は南北朝時代、応永3年（1396）は室町時代で、時代も一時代遡ることとなった。

なお、小池 A8 板碑および小名木家 L6 板碑の翻刻については、板碑研究者の野口達郎氏、中世史研究者の角田朋彦氏のご教示いただいた。